

功績をたたえましょう



第71回模範従業員表彰・役員表彰のご案内

当所では、会員事業所に勤務する役員・従業員の勤労意欲の向上を図り、組織のますますの活性化および発展に資するため、以下の要領で第71回模範従業員表彰式を実施いたします。

貴社に長年に亘り貢献された方やめざましいご活躍をされた方を、是非ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

表彰式実施要領

- 開催日時 **11月下旬を予定**
- 開催場所 **氷見商工会議所**

役員の表彰基準

1. 表彰者の資格

当所の会員事業所の従業員兼務役員で、同一企業に10年以上勤務（従業員勤務期間も含む）し、企業の発展に著しく貢献したと認められる者。

2. 事業主協賛金

事業所は、表彰者1名につき下記表彰基準の協賛金を負担しなければならない。

従業員の表彰基準

1. 表彰者の資格

当所会員である事業所に勤務している従業員であること。（会社役員、店主、家族従業員等は除きます。）

2. 表彰の区分と事業主協賛金

(1) 永年勤続者表彰 …永年同一事業所に勤務し、勤務成績が優良で他の模範と認められる者。

勤続年数	表彰区分	事業所協賛金(助成あり)
① 10年以上	10年表彰	6,000円
② 15年以上	15年表彰	8,000円
③ 20年以上	20年表彰	10,000円
④ 25年以上	25年表彰	12,000円
⑤ 30年以上	30年表彰 <small>(日本商工会議所会頭との連名)</small>	15,000円

**表彰には当所が1名あたり
2,500円助成!**

(※2名まで・従業員100名以上は3名まで)

※いずれかの勤務年限において表彰された者は、次の年限段階にならなければ表彰はできません。

尚、1人あたり2,500円の助成が受けられます。(例:10年表彰1名の事業所負担は6,000-2,500=3,500円)

(2) 特別功労者表彰

- ① 技術の改良、品種の改善に努め、有益な発明考案を行い、業績の向上と産業の振興に貢献した者。
- ② 職務に練達し、その技量の程度が卓越しており、当該分野において、第一人者と認められる者。

特に功績が顕著な方（内容を厳選し、会議所全体で2名以内）の推薦は別様式の申請が必要ですので、お手数ですが当所までお問い合わせください。この表彰者の記念品等にかかる経費は当所が全額負担いたします。

表彰審査委員会

常議員による審査委員会にて、推薦された被表彰者の選考と記念品の決定をおこなう。

※注意

勤続年数の計算は入社の日より算出し、毎年10月末日で何年何ヶ月と計算します。又行政処分又は司法処分を受けた事のない方、会議所会費を完納していること。表彰の人事は厳に秘密を守り、本人に漏告してはならない。

推薦手続

裏面の申請書を**8月29日(金)**までにご提出ください。(必着)

(締切後のものは翌年扱いとなりますのでご注意ください。)

お問い合わせは 氷見商工会議所 TEL: 74-1200 FAX: 74-3511 まで

